

防犯便利「ひまわり畑」

令和2年10月1日
第 10 号
埼玉県警察本部生活安全総務課
TEL 048-832-0110

現金を宅配便で送付させる被害が多発しています！

県内では、サイト利用料の未払いなど架空の事実を口実として、現金を宅配便で送付させる架空料金請求詐欺が多発しています。

メールやハガキなどに記載された連絡先に電話してしまうと

- 有料動画の未納料金がある
- あなたのパソコンやスマートフォンが犯罪に利用されている
- 一時金を払えば訴訟しない
- 払ったお金は「〇〇セキュリティ協会」が補填するなど説明され、現金を宅配便で送付するよう指示されます。



「宅配便で現金」は送れません。

詐欺です!!

被害に遭わないために

このような不審なメールやハガキを受け取った場合は、

- 身に覚えのない請求には応じない
- 記載された連絡先に電話をかけない
- 慌てずに家族や警察に相談する

ことが大切です。連絡を取ってしまうと二セの弁護士や債権回収会社と名乗る者にだまされて料金の支払いを要求されます。

日ごろから家族で詐欺について話し合い、被害を防止しましょう。

